

2012年11月29日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

北海道における暴風雪による被災者への 12月の視聴料等の免除について

北海道における暴風雪により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる85社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、北海道における暴風雪により、災害救助法が適用された地域において「スカパー！」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、12月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【北海道】

- ・室蘭市(むろらんし)
- ・登別市(のぼりべつし)
- ・伊達市(だてし)
- ・虻田郡豊浦町(あぶたぐん とようらちょう)
- ・有珠郡壮瞥町(うすぐん そうべつちょう)
- ・白老郡白老町(しらおいぐん しらおいちょう)
- ・虻田郡洞爺湖町(あぶたぐん とうやこちょう)

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上